

## 政務活動費の使途の基本的な考え方

政務活動費は、「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部」（地方自治法第100条第14項から第16項、条例第1条）として交付されるものであり、その使途基準は、条例第2条で定められています。

五條市議会における「政務活動費の使途の基本的な考え方」については、従来の「政務調査費の使途の基本的な考え方」を基に平成25年3月開催の議会運営委員会で協議し、決定した改正点を加えたものです。しかしながら、個々のケースに係る政務調査費充当の適否については、最終的には議員個人の判断によることになります。参考する条例等の改廃などにより、文言の整理を行っています。

(令和7年10月改正、令和7年12月1日から運用)

項目	内 容	具 体 的 な 例 示 (主なもの)	留 意 事 項
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (印刷費、調査委託費、交通費、宿泊費等)	【支出できるもの】 資料印刷代、調査業務委託料、交通費（旅費規程に準じた実費）、宿泊費、車借上料（バス、タクシー等）、車利用の際の有料道路代・ガソリン代、視察先への手土産 【支出できないもの】 先進地の位置付けに明確さの欠ける視察、議員個人の自動車管理費、政治団体等への大会・研修会等の参加費用等	【案分の考え方】 私事（慶弔費を含む。）や政党活動、選挙活動、後援会活動、本会議や委員会への出席のための議員活動には、政務活動費は充当できません。それら活動と調査研究その他の活動が重複する場合には、案分して政務活動費に充当する額を算出し支出してください。（案分率は、個々の判断によることとなります。）
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、出席者負担金・会費等)	【支出できるもの】 交通費・宿泊費（調査研究費の例による）、車借上料（バス、タクシー等）、車利用の際の有料道路代・ガソリン代、出席負担金 【支出できないもの】 議員個人の自動車管理費、議員個人の飲食費、政治団体が主催する視察・研修会等への参加費、団体の年会費及び懇親会費等	【交通費・宿泊費】 鉄道等を利用して領収書を徴することができないときは、「五條市議会議員の議員報酬等に関する条例」第4条を基準に算定した額とし、利用交通機関と金額を記載した「政務活動旅費明細書」（参考第1号様式）を証拠書類とします。（航空運賃、船賃、車賃は実費。）宿泊費は同条例第4条第2項に規定する額を上限とする実費とし、領収書を徴してください。（宿泊費と一体となつた朝食代は可とします。）旅行社等に交通費と併せて宿泊費を支払ったときは、収支報告書に旅行社等の領収書と宿泊費の明細がわかるものを添付してください。
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するための要する経費 (印刷費、会場費、茶菓子代等)	【支出できるもの】 広報紙作成及び郵送料、街頭広報活動経費、ホームページ作成料・更新料、会議に伴う湯茶・茶菓子代 【支出できないもの】 政党の宣伝活動に供する経費、選挙活動の資料作成費	【政務活動記録簿】 調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費の支出については活動記録簿（参考第2号様式）を作成し、資料とともに議長に提出してください。
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (印刷費、会場費、茶菓子代等)	【支出できるもの】 会場使用料、資料印刷費、会議に伴う湯茶・茶菓子代 【支出できないもの】 飲食費	【会費】 各種団体等への年会費は認めません。
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費 (印刷費、交通費、宿泊費等)	【支出できるもの】 交通費・宿泊費（調査研究費の例による）、車借上料（バス、タクシー等）、車利用の際の有料道路代・ガソリン代、資料印刷費 【支出できないもの】 政党活動に関するもの	【食糧費関係】 食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること等を前提としたうえで、政務活動との一体性が必要です。
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 (会場費、印刷費、交通費、宿泊費、出席者負担金・会費等)	【支出できるもの】 交通費・宿泊費（調査研究費の例による）、車借上料（バス、タクシー等）、車利用の際の有料道路代・ガソリン代、会場使用料、資料印刷費、出席負担金 【支出できないもの】 酒席を含む飲食費、懇親会費、政治団体が主催する各種会議への参加費、政党活動に関するもの	【事務機器購入費・リース代】 資産形成とみなされる用途には、充当できません。 備品等の購入については事務機器に限り、20,000円を上限とします。また、議員任期中の同機種の重複購入は認めません。リース契約については、議員任期中の期間とし、リース代金については使用状況に応じて案分し支出することができます。付随する消耗品等の購入費についても同様に案分して支出してください。
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)	【支出できるもの】 印刷費、写真代、文書コピー代、研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 【支出できないもの】 政党の宣伝活動に供する経費、選挙活動の資料作成費	【その他留意事項】 (1) 使途についての説明責任は議員にあります。 (2) 視察は公務出張ではありません。したがって公務災害の対象ではなく、職員の随行は認められません。 (3) 電話代、ファックス代 ①調査研究その他の活動費用と議員個人使用を区分し、使用の実績に応じて案分して支出することができます。 (4) 事務所費 ①議員事務所と後援会事務所等が一緒になっている場合は、賃借料や諸経費を使用の実績に応じて案分して支出することができます。 ②事務所の消耗品に支出できますが、机、キャビネット、絵画、冷蔵庫等の購入費は不適切です。 (5) 人件費 ①調査研究その他の活動に当たる職員を雇用しているときは、政務活動費を支出することができます。 ②家族を対象とすることは、一般的に誤解を招くので不適切です。 (6) 政務活動費の対象とならない経費（主なもの） ①政党活動費、政党の大会出席負担金等 ②後援会活動費 ③慶弔費 ④私的な活動（旅行）費、親睦会費 ⑤議員でなく個人として加入している団体の会費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等)	【支出できるもの】 議会活動に関する図書・雑誌・報告書等の購入費、新聞購読料 【支出できないもの】 議会活動に係らない図書・雑誌・報告書等、所属政党・宗教等の図書・雑誌・報告書・新聞等	
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金等)	【支出できるもの】 調査研究その他の活動の補助員としての業務内容が明確なアルバイト賃金 【支出できないもの】 秘書的な人件費、常用的に従事する人件費	
事 務 所 費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入、リース代等)	【支出できるもの】 事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、事務機器購入費・リース代、調査研究その他の活動に伴う電話料・郵送料 【支出できないもの】 自宅事務所の維持管理費、個人使用の電話代、携帯電話代	